

ICI Jのウェブサイト公開された「パナマ文書」の日本企業関連資料ページ

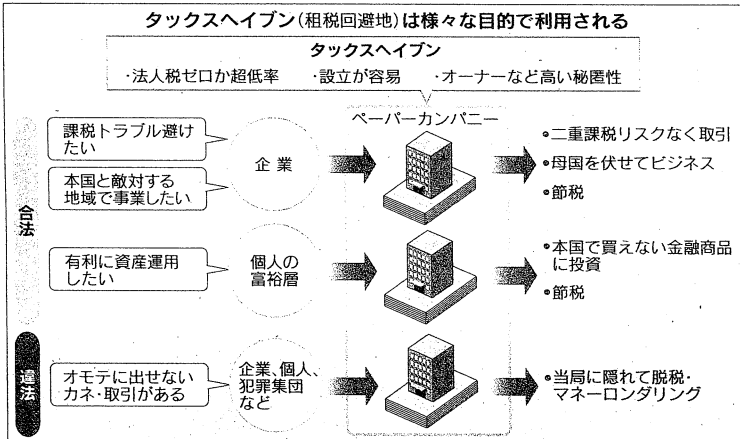
衝撃 パナマ文書 The Panama Papers

タックスヘイブン(租税回避地)の利用実態を暴く「パナマ文書」が公開された。約21万社に及ぶペーパーカンパニーを読み解くと、ビジネス展開の利便性を追求する企業や投資目的の富裕層の利用が目立ち、専門家からは「日本も税制のゆがみの見直しにつなげるべきだ」との声が上がる。一方、税務当局などには違法性の有無の確認が求められる。(植松正史)

租税回避地 多様な思惑

文書に登場した回避地はパナマや英領バミューダ、香港など17カ国、地域、ペーパーカンパニー設立にかかわったとして名前が挙がった約20の日本企業は多くは海外事業の拡大が理由だとして「節税目的ではなかった」などと釈明した。

企業 二重課税リスク回避
富裕層 高利回りの資産運用



違法性の解明 当局に難題

野村総合研究所の大崎と説明する。野村総合研究所の大崎と説明する。野村総合研究所の大崎と説明する。

日本の企業関係者の中には「合法的に節税をするのは、投資家から利益率が高い経営を求められる企業としては当然だ」「租税回避地を利用すること自体が悪いのかのような風潮には違和感がある」などの声も根強い。

ゆがむ税制 不満根強く

税制のゆがみの裏返しとして、相対税率の最高水準は55%で先進国で最高水準の問題がなかなか解消されず、高額所得者の所得控除が縮小され、所得税の負担も以前より重い。

「法人情報開示を」 外務省に提言書

汚職・腐敗防止活動を展開するNPO法人「トランスパレンシー・ジャパン」が、子会社が常に非課税ではないが、それでも二重課税を予防できる効果がある。海外企業の透明性の高さを、海外企業との合併や円滑に進めるために利用するケースもある。

法人税ゼロの回避地は、海外に流出しないような魅力的な制度を整える議論の出発点にすべきだ」と話し、英国(20%)や韓国(24.2%)などを大きく上回っている。

「パナマ文書」は、日本人とみられる約2300人の個人の名前もあつた。日本の富裕層が回避地にペーパーカンパニーをつくるのは、国内の規制では購入できない金融商品に投資し、投資効率を高める目的が大きいという。

知財関連の支援 中部で体制拡充 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(東京・丸の内)は、中部地方で、特許などの知財にかかわる企業法務の対応を強化する。名古屋オフィスでの知財に強い弁護士を2人採用し、計4人とした。中部は自動車など大手製造業が立地し、知財関連の相談が多く、増員で利便性を高める。同事務所は2013年に名古屋に進出。これまでは海外進出やM&A(合併・買収)の支援が中心で、知財関連の相談は東京都内にある同事務所への弁護士が対応するケースが多かった。弁護士は追加採用も検討する。

「パナマ文書」は、日本人とみられる約2300人の個人の名前もあつた。日本の富裕層が回避地にペーパーカンパニーをつくるのは、国内の規制では購入できない金融商品に投資し、投資効率を高める目的が大きいという。また、海外企業との合併や円滑に進めるために利用するケースもある。海外企業の透明性の高さを、海外企業との合併や円滑に進めるために利用するケースもある。